

京都市八条市営住宅団地再生事業の入札説明書等に関する正誤表

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	修正・変更前	修正・変更後	
1	入札説明書等	7	第3	3	(2)	ア	(7)	共通資格要件	京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者（登録事業者）又は平成28年11月7日付け京都市告示第383号に定める資格の審査の申請を行い、4(6)の期限までに資格を有すると認められた者（未登録事業者）	京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者（登録事業者）又は平成28年11月7日付け京都市告示第383号に定める資格の審査の申請を行い、5(6)の期限までに資格を有すると認められた者（未登録事業者）
2	入札説明書等	14	第3	5	(8)	イ	-	入札参加資格の取り消し	第3の3の(2)に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。	<b>第3の3</b> に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
3	要求水準書 （市営住宅等整備業務、市営住宅維持管理業務及び付帯事業用地活用業務編） 別紙3	8			(7)			防災用倉庫	10㎡程度とし、マンホールトイレの備品等を収納する。	<b>30㎡</b> 程度とし、マンホールトイレの備品等を収納する <b>ほか、将来的な防災関連備品の増加に対応できるようにする。</b> <b>適宜棚を配置する等、収納性に配慮すること。</b>
4	要求水準書 （市営住宅等整備業務、市営住宅維持管理業務及び付帯事業用地活用業務編） 別紙8-1	6		3	-	-	-	業務管理	(2) 緊急対応及び直通通話 (3) 監視及び遠隔点検 (4) 業務報告書等の提出	(3) 緊急対応及び直通通話 (4) 監視及び遠隔点検 (5) 業務報告書等の提出
5	要求水準書 （市営住宅等整備業務、市営住宅維持管理業務及び付帯事業用地活用業務編） 別紙8-3	26		3	-	-	-	業務管理	(3) 調査結果の報告	(4) 調査結果の報告
6	特定事業契約書（案）	55	-	-	-	-	-	第127条第2項	前項第1号又は第4号のいずれかの規定により甲が仮契約を解除した場合には、乙は、甲に対し、市営住宅等整備の対価の100分の5に相当する額の違約金を支払わなければならない。この場合における乙内部の求償関係については、当該違約金を支払う原因となる行為を行った構成員が全額負担するものとする。  ※ 特定事業契約書（案）は京都市ホームページの①「 <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000222361.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000222361.html</a> 」と②「 <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000222300.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000222300.html</a> 」に掲載していますが、このうち②の掲載文のみ誤っています。	前項 <b>第1号から第4号まで</b> のいずれかの規定により甲が仮契約を解除した場合には、乙は、甲に対し、市営住宅等整備の対価の100分の5に相当する額の違約金を支払わなければならない。この場合における乙内部の求償関係については、当該違約金を支払う原因となる行為を行った構成員が全額負担するものとする。

7	特定事業契約書（案） 別紙22	40	-	2	(4)	イ	(ウ)	全体スライド条項	市又は落札者は、アに基づく請求があったときは、以下の計算式に従って算出される建設工事費への変更に応じなければならない。 ① 物価変動率>0.015のとき 条項適用後の建設工事費=入札時の建設工事費×(1+(物価変動率)-0.015) ② 物価変動率<-0.015のとき 条項適用後の建設工事費=入札時の建設工事費×(1+(物価変動率)+0.015)	市又は落札者は、アに基づく請求があったときは、以下の計算式に従って算出される建設工事費への変更に応じなければならない。 ① 物価変動率>0.015のとき <b>本条項</b> 適用後の建設工事費=入札時の建設工事費×(1+(物価変動率)-0.015) ② 物価変動率<-0.015のとき <b>本条項</b> 適用後の建設工事費=入札時の建設工事費×(1+(物価変動率)+0.015)
8	特定事業契約書（案） 別紙22	41	-	2	(4)	エ	(エ)	インフレスライド条項	市又は落札者は、アに基づく請求があったときは、以下の計算式に従って算出される残工事費への変更に応じなければならない。 ① 物価変動率>0.01のとき 本条項適用前の残工事費=本条項適用後の残工事費(1+(物価変動率)-0.01) ② 物価変動率<-0.01のとき 本条項適用前の残工事費=本条項適用後の残工事費(1+(物価変動率)+0.01)	市又は落札者は、アに基づく請求があったときは、以下の計算式に従って算出される残工事費への変更に応じなければならない。 ① 物価変動率>0.01のとき 本条項適用 <b>後</b> の残工事費=本条項適用 <b>前</b> の残工事費(1+(物価変動率)-0.01) ② 物価変動率<-0.01のとき 本条項適用 <b>後</b> の残工事費=本条項適用 <b>前</b> の残工事費(1+(物価変動率)+0.01)
9	特定事業契約書（案） 別紙22	41	-	2	(4)	ウ	(エ)	全体スライド条項とインフレスライド条項の関係等	ア～ウに関わらず、市及び事業者は、相手方が先にイ(ア)又はウ(ア)に基づく請求を行った場合、ウ(ア)に基づく請求のみ行うことができる。この場合において、物価変動率は、ア(ア)の規定に関わらず、以下のとおりとする。	ア～ウに関わらず、市及び事業者は、 <b>自ら又は</b> 相手方が先にイ(ア)又はウ(ア)に基づく請求を行った場合、ウ(ア)に基づく請求のみ行うことができる。この場合において、物価変動率は、ア(ア)の規定に関わらず、以下のとおりとする。